

宍粟市教育委員会規則第6号

宍粟市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会事務局組織規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

	社会教育課	社会教育係
		人権教育係
		文化財係

」

を

「

	社会教育文化財課	社会教育係
		文化財係

」

に改め、同条第2項中「社会教育課」を「社会教育文化財課」に改める。

別表教育部の部社会教育課の款中「社会教育課」を「社会教育文化財課」に改め、同表教育部の部社会教育課の款社会教育係の項中

「

		その他生涯学習の推進に関すること。
--	--	-------------------

」

を

「

		その他生涯学習の推進に関すること。 人権教育に関すること。 人権教育推進団体の指導・育成に関すること。
--	--	---

			人権教育関係機関との連絡・調整に関するこ と。
--	--	--	----------------------------

」

に改め、同表教育部の部社会教育課の款人権教育係の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。